Manulife
Investment Management

販売用資料

2026年11月17日

好利回り円債・短期戦略ファンド（年4回決算型）

第4期決算ならびに分配金のお知らせ

「好利回り円債・短期戦略ファンド（年4回決算型）」（以下、「当ファンド」）は、2026年11月16日に第4期決算を迎えました。つきましては、決算概要ならびに分配金についてご報告申し上げます。

当期（第4期）の決算概要

- 当期の分配金額は、分配方針に基づき決算日直前の基準価額水準等を勘案した結果、10円と致しました。
- 決算後の基準価額は10,000円で、分配金再投資基準価額は10,010円となっています。

分配金と基準価額の推移（基準価額と分配金再投資基準価額は期末値）

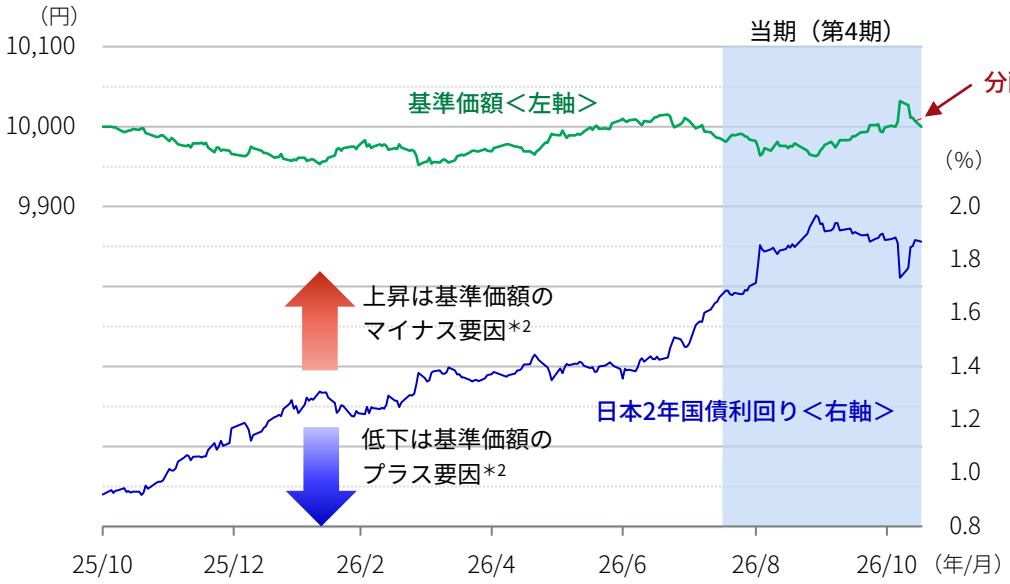
	第1期 (2026/2/16)	第2期 (2026/5/15)	第3期 (2026/8/17)	第4期 (2026/11/16)	設定来累計
分配金	予定なし*1	0円	0円	10円	10円
基準価額	9,964円	9,969円	9,981円	10,000円	-
分配金再投資基準価額	9,964円	9,969円	9,981円	10,010円	-

*1 当ファンドでは、設定後の運用の安定化と中期的な分配原資の確保のため、当初より第1期分配を予定しておりませんでした。

当期（第4期）のパフォーマンスの状況

- 当期も債券の利回りの上昇が続いたことから、 債券価格の下落は基準価額のマイナス要因となりました。
- ただし、相対的に高い利回りを背景に、インカム収入が積み上がったことで基準価額は上昇しました。

基準価額と日本2年国債利回りの推移（2025年10月31日（設定日）～2026年11月16日（当期末）、日次）



*2 一般的なイメージであり実際とは異なる場合があります。
※日本2年国債利回りはブルームバーグのジェネリック日本2年国債の利回り。

※基準価額と分配金再投資基準価額 は、いずれも1万口あたりの信託報酬等控除後の値です。換金時の費用・税金等は考慮していません。
※分配金再投資基準価額は、税引き前分配金を分配時に全額再投資したものとして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
※分配金は１万口当たり、税引き前の値です。分配実績は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆または保証するものではありません。分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。
出所：ブルームバーグのデータをもとにマニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社が作成
※上記運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。

ファンドの特色

1 主として相対的に高い利回りが期待できる円建てのハイブリッド債券*に投資します。

- ■ 好利回り円債・短期戦略マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド」ということがあります。）への投資を通じ て、主として円建てのハイブリッド債券に投資を行います。
- ■ 円建てのハイブリッド債券を主な投資対象としますが、市場動向等によっては普通社債やソブリン債（日本国債、 国際機関債、政府関係機関および 地方自治体が発行する債券等）等の円建債券に投資する場合があります。

＊ハイブリッド債券とは、債券（負債）と株式（資本）の双方の特徴を有する債券で、資金調達のほか自己資本比率を向上させること等を目的として発行されるものです。発行体が法的整理や破綻処理等に至った際の債務の弁済順位が、一般の債権者よりも劣後することから劣後債とも呼ばれます。

※ファンド名の「好利回り」は、ハイブリッド債券が持つ特性等により、一般的な社債などと比較して、魅力的な利回りを提供できる可能性を示唆するものです。ただし、特定の利回りを保証するものではありません。

2 ポートフォリオのデュレーションは原則2.5年以内とします。

3 原則として、投資するハイブリッド債券の格付けは投資適格以上とします。

- ■ ハイブリッド債券の格付けは、取得時においてBBB格付け相当以上（R&I、JCR、S&Pのいずれかで BBB-以上またはMoody’sでBaa3以上）とします。

4 決算頻度が異なる「年４回決算型」と「年１回決算型」からお選びいただけます。

＜年４回決算型＞

毎年2、5、8、11月の各15日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、 利子・配当等収益および売買益等をもとに分配を行います。ただし、分配を行わないこともあります。

＜年１回決算型＞

毎年11月15日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、 信託財産の成長を重視して分配金額を決定します。将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

※ 資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク 詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認下さい。

基準価額の変動要因

当ファンドは、マザーファンドを通じて値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額はその影響を受け変動します。

投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されているものではありません。また、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。

主な変動要因

金利変動リスク

公社債等の価格は、金利変動の影響を受け変動します。一般的に金利が上昇した場合には公社債等の価格は下落します。組入公社債等の価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

公社債等の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債等の価格は下落します。また、投資している有価証券等の発行企業の倒産、財務状況または信用状況が悪化した場合、もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等の影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

ハイブリッド債券固有のリスク

一般的に、ハイブリッド債券は普通社債等に比べて市場規模や取引量が小さく、流動性が低いため、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

＜弁済の劣後＞

一般的に、ハイブリッド債券の法的弁済順位は普通社債に劣後します。したがって、発行体が倒産等となった場合、他の優先する債権が全額支払われない限り、ハイブリッド債券は元利金の支払を受けられません。また、一般的に普通社債と比較して低い格付けが格付機関により付与されています。

＜繰上償還の延期＞

一般的に、ハイブリッド債券には繰上償還（コール）条項が設定されており、繰上償還の実施は発行体が決定することとなっています。予定された期日に繰上償還が実施されない場合、あるいは実施されないと見込まれる場合には、当該ハイブリッド債券の価格が大きく下落することがあります。

＜利息の繰延べまたは停止＞

ハイブリッド債券には利息の支払繰延条項を有するものがあり、発行体の財務状況や収益の悪化等により、利息の支払いが繰延べまたは停止される可能性があります。

＜元本削減または株式転換＞

一部のハイブリッド債券には、経営破綻や監督当局により実質的に破綻していると認定された場合、発行体の自己資本比率が一定基準を下回った場合等に、元本の一部または全部が削減されたり、強制的に株式に転換されるものがあります。それらが実施された場合には損失が一旦確定し、ファンドの基準価額は影響を受け、大きく損失を被ることがあります。なお、普通株式に転換された場合には、株価変動リスクを負うことになります。

特定業種への集中投資リスク

当ファンドは、実質的に特定の業種に関連する企業が発行するハイブリッド債券を投資対象とする場合があるため、幅広い業種に分散投資を行うファンドと比較して基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

投資リスク 詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認下さい。

主な変動要因（つづき）

流動性リスク
有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下で取引を行えない、または取引が不可能となる場合は、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

お申込みメモ 詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認下さい。

購入単位
販売会社が定める単位とします。
（詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。）

購入価額
購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

換金単位
販売会社が定める単位とします。
（詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。）

換金価額
換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

換金代金
原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。

申込締切時間
原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認下さい。

換金制限
ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口換金については、委託会社の判断により換金金額や換金受付時間に制限を設ける場合があります。

購入・換金申込受付の中止および取消し
委託会社は、金融商品取引所等の取引停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金申込の受付を取消すことがあります。

信託期間
原則として、無期限です。（2025年10月31日設定）

繰上償還
各ファンドにつき信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、委託会社の判断により繰上償還を行う場合があります。

決算日
＜年４回決算型＞
毎年2、5、8、11月の各15日（休業日の場合は翌営業日）とします。

＜年１回決算型＞
毎年11月15日（休業日の場合は翌営業日）とします。
※初回決算日は2026年11月16日とします。

収益分配
毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。収益分配額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向等を勘案して決定します。（販売会社によっては分配金の再投資が可能です。詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。）
※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。
※分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

課税関係
課税上は株式投資信託として取扱われます。
公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。**当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。**
配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

※その他の事項については、投資信託説明書（交付目論見書）の「手続・手数料等」をご覧下さい。

ファンドの費用 詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認下さい。

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料
購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、
0.55%（税抜0.5%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。
※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

信託財産留保額
ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）
毎日のファンドの純資産総額に
年率0.462%（税抜 0.42%）を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分（税抜）
信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

委託会社（ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出等の対価）	年率0.20%
販売会社（運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価）	年率0.20%
受託会社（運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価）	年率0.02%

その他の費用・手数料
- 法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、ファンドの純資産総額に対して**年率0.2%（税込）**を上限として合理的に見積もった額が毎日計上され、ファンドから支払われます。
- 組入有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、ファンドからご負担いただきます。これらの費用は、運用状況、保有期間等により変動するため、事前に料率、上限額等を記載することができません。

※ファンドの費用の合計額については、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に合計額または上限額あるいは計算方法を記載できません。
※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

委託会社、その他の関係法人

委託会社	マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社（設定・運用等） 金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第433号 加入協会：一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
受託会社	株式会社ＳＭＢＣ信託銀行（信託財産の保管および管理等）
販売会社	下記の販売会社一覧をご覧下さい。（募集・換金の取扱い・目論見書・運用報告書の交付等） ※目論見書は販売会社でお受け取りいただけます。

販売会社一覧

販売会社名	登録番号等	加入協会				取扱コース	
		日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	年4回決算型	年1回決算型
ＳＭＢＣ日興証券株式会社(*)	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○	○	○
水戸証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第181号	○	○			○	○
株式会社三井住友銀行 (委託金融商品取引業者　ＳＭＢＣ日興証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長（登金）第54号	○		○	○	○	○

※販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によっては、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。

※販売会社名に(*)がある販売会社は、一般社団法人日本STO協会にも加入しています。

作成基準日：2026年11月16日

ご留意いただきたい事項

- 当資料は、マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社　（以下「当社」といいます。）が作成した販売用資料です。
- お申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断下さい。
- 投資信託は、預金等や保険契約と異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、預貯金と異なり元本や利回りの保証はありません。銀行などの登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 当資料は、信頼できると判断した情報に基づいておりますが、当社がその正確性、完全性を保証するものではありません。
- 当資料の記載内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更される場合があります。
- 本資料の一部または全部について当社の事前許可なく転用・複製その他一切の行為を行うことを禁止させていただきます。
- 資料のいかなる内容も将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。
- 当資料に記載された個別の銘柄・企業名は参考情報であり、当社がこれらの銘柄について取得勧誘や売買推奨を行うものではありません。また、将来の組入れを示唆または保証するものではありません。
- 当資料で使用している指数等に係る著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、当該指数等の開発元または公表元に帰属します。
- 当資料に記載された見解・見通し・運用方針は作成時点における当社の見解等であり、将来の経済・市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。